

1月1日現在人口と世帯数				
	住 民 基本台帳	外 国 人 登 録	合 計	前 月 比
人				
男	37,359	431	37,790	22減
女	38,726	529	39,255	40減
口	76,085	960	77,045	62減
世帯数	37,799	525	38,324	47減

◎発行／東京都狛江市 ◎編集／企画財政部政策室
〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 ☎(3430)1111
ホームページ <http://www.city.komae.tokyo.jp/>

狛江市制施行40周年記念事業

狛江わくわく商品券発売!

1万円で1万1,000円分のお買い物を

2月5日(土)
午前10時～午後3時
(売り切れ次第終了)

狛江市商工会では、市内消費の拡大と商店街の活性化を図るため、買い物や飲食、サービスが10%お得になるプレミアム付き市内共通商品券「狛江わくわく商品券」を、総額1億1,000万円分（高齢者対象の事前予約分含む）発売します。

ぜひご利用ください。

〔問い合わせ〕地域活性課地域振興係、狛江市商工会 ☎(3489)0178



商品券販売店一覧 (各販売店800冊販売)

販 売 店	所 在 地
(有)中山商店	和泉本町2-25-3
(有)ポケット	中和泉2-10-1
大久保商事(株)	〃 3-29-15
(有)長谷川電器	〃 5-38-7
米のやたべ	東和泉1-6-7
フローリストらん	〃 1-11-6
ドモト洋品店	〃 3-8-6
籠屋 秋元酒店	駒井町3-34-3
まつばや肉店	岩戸北2-1-18
(株)ニシヤマ	〃 4-19-11

※商品券の在庫がある場合は、2月7日(月)午前10時から狛江市商工会で販売します（駐車場なし）。

商品券が
使える店

商品券取扱加盟店 約300店舗
※詳細は近日中に戸別配布するチラシまたは次のホームページからご覧ください。
●狛江市商工会ホームページ (<http://www.komaec.net/>)
●狛江市地域コミュニティサイト「コマエリア」(<http://www.komaeria.com/>)

内 容

1冊1万円（1枚500円でA券10枚、B券12枚の計22枚セット）
※一人5冊まで購入できます。

種 類

A券 (赤色) 大型店以外の加盟店で利用できます。



B券 (青色) すべての加盟店で利用できます。



取り扱い店の目印となるポスター



有効期間 2月5日(土)～4月10日(日)※有効期間を過ぎると無効となりますのでご注意ください。

応募規格・点数

子どもが楽しく遊んでいる市内の都市公園・児童遊園の写真
を募集します。
優秀作品は、市で発行する公園マップに掲載します。



優秀作品の発表

公園マップ、広報および市ホームページ上で発表します。入賞者には公園マップを送付します。

なお、優秀作品および次点作品は、市ホームページの公園紹介等にて使用させていただきます。

注意事項

▽被写体に写っている方には、必ず本人（子どもの場合は保護者の方）に了解を得たうえで応募してください。

▽応募作品は返却できませんのでご了承ください。

▽氏名、年齢を公園マップや市ホームページ上で写真とともに掲載します。個人情報掲載したくない場合は、その旨も添えて応募ください。

審査

応募先・問い合わせ

※携帯電話等で撮影したサイズの小さい写真は不可とします。

1月17日(月)から31日(月)(必着)までに、氏名・年齢・連絡先・撮影した公園または児童遊園名を記入の上、持参、郵送または電子メール (kanselkr@city.komae.lg.jp) に環境管理課環境整備係へ。

2月1日からヒブ(インフルエンザ)ワクチン接種費用の一部助成が始まります

〔対象〕ワクチン接種を受けた日に市内に住所を有する生後2カ月以上5歳未満の子ども
〔助成対象となる接種〕2月1日(火)以降に指定医療機関におい

て受ける接種
※詳細は広報こまえ2月1日号に掲載します。
〔問い合わせ〕健康支援課健康推進係 ☎(3488)1181

文化芸術活動を支援します

〔対象団体等〕▽市民団体 平成 23 年度中にエコルマホールを使用予定で、代表者等の住所もしくは事務所および活動の拠点が市内にある団体▽**新人・若手アーティスト** 市内に 2 年以上居住し、文化振興事業団の公演等事業に協力できる満 35 歳以下（4 月 1 日現在）の方

〔対象事業〕支援決定後に行う事業で次に該当するもの

▽**市民団体** 市内で行われる文化芸術活動事業、創造的かつ先駆的な事業、市民ニーズや地域性に適合した特徴ある事業▽**新人・若手アーティスト** エコルマホールまたは他ホール等で実施する事業、芸術性豊かな事業

〔内容〕▽**市民団体** ホール基本使用料と 20 万円を上限とする経済的支援、支援対象事業報告会等を実施する際の事業団職員とエコルマサポーターズによる人的支援▽**新人・若手アーティスト** 40 万円を上限とする経済的支援、事業団の職員とエコルマサポーターズによる人的支援

〔選考〕書類およびプレゼンテーション（3 月 9 日（水））

〔申し込み・問い合わせ〕2 月 14 日（月）までに、申込書、事業計画書および収支予算書等を**粕江市文化振興事業団**（34304106 へ）。

粕江市教育振興基本計画素案の説明会を開催します

教育基本法に規定する教育振興基本計画について、市民の皆さんの意見を伺うため、市民説明会を開催します。

●日時・会場

▽1 月 23 日（日）午前 10 時から 上和泉地域センター

▽27 日（木）午後 7 時から 粕江市役所小田急線高架下分室 103・104 会議室

〔問い合わせ〕指導室

エコルマホール主催公演

好評発売中

※いずれの公演も託児サービスあり（有料・2 歳以上・要予約）

■**エコルマこども劇場**
名作ミュージカル 白雪姫（劇団東少）～テーマは、「愛と思いやり」～
〔日時〕1 月 29 日（土）午後 2 時開演
〔チケット〕全席指定 一般 2,000 円 小学生以下 500 円
※3 歳以上はチケットが必要です。

■**市内在住の出演者が素晴らしい日本のうたを贈る**
エコルマ・アンサンブル コンサート vol. 3 音楽編
〔日時〕2 月 27 日（日）午後 2 時開演
〔出演〕名古屋木実（ソプラノ）、松井康司（バリトン）、東井美佳（ピアノ）
〔チケット〕全席指定 一般 3,000 円 中学生以下 500 円
※未就学児はご遠慮ください。
〔曲目〕赤とんぼ、からたちの花、砂山など
▽チケット購入の方に、プレ・レクチャー（解説）を行います
〔日時〕2 月 17 日（木）午後 6 時 30 分～7 時 30 分

■**エレキの神様が元気と幸せを贈る**
寺内タケシとブルージーンズ
〔日時〕2 月 19 日（土）午後 4 時開演
〔チケット〕全席指定 5,000 円
※未就学児はご遠慮ください。

エコルマホール窓口でのチケットの取り扱いとは午前 9 時から午後 7 時まで（電話予約でも取り扱っています）。小田急 O × 粕江店宝くじ売り場でも、チケットを取り扱っています。

<http://www.ecorma-hall.jp/>

高額の医療・介護合算療養費制度

区 分	75 歳以上の方の世帯	70 歳～74 歳の方の世帯	70 歳未満の方の世帯
	後期高齢者医療制度＋介護保険	国民健康保険＋介護保険	
現役並み所得者（※ 1） 上位所得者（※ 2）	67 万円	67 万円	126 万円
一般	56 万円	56 万円	67 万円
低所得者Ⅱ（※ 3）	31 万円	31 万円	34 万円
低所得者Ⅰ（※ 4）	19 万円	19 万円	

（※ 1）70 歳以上で自己負担割合が 3 割の方
（※ 2）69 歳以下で住民税基礎控除後の総所得金額が 600 万円を超える世帯
（※ 3）世帯全員が住民税非課税の方
（※ 4）世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下（年金受給額 80 万円以下など）の方

▽高額療養費や高額介護サービス費が支給される場合は、それらの支給額を控除した後の合計額が自己負担額となります。
▽各健康保険ごとに自己負担額を合算しますので、同一世帯において異なる健康保険に加入している方とは合算しません。

高額医療・介護合算療養費制度のご案内

健康保険と介護保険の両方から給付を受け、一年間に支払った自己負担額の合計が基準額（左表）を超えた場合に、高額医療・介護合算療養費を支給します。

〔対象世帯〕一年間に支払った医療と介護の自己負担額の合計が基準額を超える世帯

〔対象期間〕平成 21 年 8 月から平成 22 年 7 月までの一年間

〔申請方法〕平成 22 年 7 月 31 日に加入していた健康保険へ申請してください。

なお、国民健康保険および後期高齢者医療制度から支給する方には、1 月下旬以降、順次申請書を送付する予定です。

●対象期間中に、転入・転出・退職等で複数の健康保険・介護保険に加入した方へ

申請書が届かない方でも、以前加入していた健康保険・介護保険で発行された自己負担額証明書添付して申請することにより、支給対象となる場合があります。

自己負担額証明書の発行は、以前加入していた健康保険・介護保険にお問い合わせください。

〔問い合わせ〕健康支援課保険年金係

交通災害共済「ちよこつと共済」に加入を！

みんなで一緒にちよこつとサイズの確かな安心

東京都の 39 市町村が共同で運営する「ちよこつと共済」は、住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故に遭った時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。

新年度分（4 月 1 日共済開始）の申し込みを 2 月 1 日（火）から受け付けます。

〔A コース〕年額 1,000 円で最高 300 万円の見舞金
〔B コース〕年額 500 円で最高 150 万円の見舞金
※一人 1 口に限ります。

〔対象〕市内在住で、住民登録・外国人登録のある方
※小・中学生、消防団員は市の負担で B コースに加入しますが、A コース希望の方は自費で別途 B コースに加入すれば A コースになります。

〔共済期間〕4 月 1 日（平成 24 年 3 月 31 日）
※年度途中に加入した場合は、申し込みの翌日から平成 24 年 3 月 31 日までとなります。

〔見舞金の額〕下表のとおり

〔見舞金対象事故〕日本国内で発生した交通事故で、次の交通機関等で身体に傷を受けた場合（自転車・バイク・自動車・電車・汽車・モノレール・船舶・航空機・身体障がい者用の車いす等）

〔交通遺児年金〕義務教育終了前の遺児の方には遺児年金が支給されます。

〔申込方法〕「加入申込書」に会費を添えて近くの金融機関（ゆうちょ銀行を除く）でお申し込みください。

※申込書は 1 月下旬から各戸に配布予定です。市内の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）にも配布します。

〔問い合わせ〕安心安全課

等級	交通災害の程度	見舞金額	
		A コース （年額 1,000 円）	B コース （年額 500 円）
1 等級	死亡（交通災害を受けた日から 1 年以内）	300 万円	150 万円
2 等級	重度の後遺障害（交通災害を受けた日から 1 年以内）	200 万円	100 万円
3 等級	入院日数 30 日以上 の 傷 害	25 万円	16 万円
4 等級	入院日数 10 日以上 30 日未満または実治療日数 30 日以上 の 傷 害	9 万円	6 万円
5 等級	実治療日数 10 日以上 30 日未満 の 傷 害	5 万円	3 万円
6 等級	実治療日数 10 日未満 の 傷 害	3 万円	2 万円

まもなく税の 申告時期です

平成 23 年度市民税・都民税の申告と、平成 22 年分所得税の確定申告の受け付けを 2 月 16 日(水)から始めます。

3 月 15 日(火)が受付最終日となりますが、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、早めに申告されますよう準備をお願いします。

〔問い合わせ〕市民税・都民税は課税課。所得税は武蔵府中税務署 ☎ 042 (362) 4711



- ▽「0 番」 個人の確定申告に関する相談
- ▽「1 番」 国税に関する一般的な相談
- ▽「2 番」 税務署への問い合わせ

e-Tax 利用方法 のアドバイスと確定 申告書の受け付け

平成 23 年度市民税・ 都民税の申告

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。

2 月 16 日(水)から 3 月 15 日(火) (土・日曜日を除く) までに課税課へ申告してください。

※ 2 月 27 日(日)・3 月 13 日(日) (午前 9 時～午後 3 時) も、申告の受け付けを行います。ご利用ください。

※ 武蔵府中税務署へ提出する計算・記入済みの確定申告書は、申告期間中 (2 月 27 日(日)・3 月 13 日(日)を含む) は課税課でもお預かりします。

平成 22 年分の 確定申告

各申告期間内に、武蔵府中税務署へ申告してください。

なお、「所得税の確定申告の手引き」および「申告書用紙」は、

税務署への電話は自動 音声でご案内します

税務署に電話を掛けた後は、自動音声案内に従い用件に応じて番号を選択してください。

作成済みの確定申告書の受け付け、および確定申告書をパソコンで作成される方にアドバイスをを行います。

なお、確定申告の内容に関する相談は行いませんのでご注意ください。

〔日程〕 1 月 25 日(火)・26 日(水)・27 日(木)

〔時間〕 午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時～4 時

〔会場〕 中央公民館

〔定員〕 各日先着 50 人 (午前 20 人、午後 30 人。当日、午前 8 時から中央公民館入口で整理券を配布します)

※ 毎年開催している税務署職員による確定申告書作成アドバイス会は行いません。確定申告の内容・記入方法等に関する相談は、税理士会による無料申告相談会 (2 月 7 日(月)～10 日(木)) をご利用ください。詳細は、広報こまえ 2 月 1 日号に掲載します。

確定申告はインターネットで 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

● e-Tax はここが便利

▽ 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」から直接申告できます。

▽ 医療費の領収書や源泉徴収票等の添付書類は提出不要です。

※ 確定申告期限から 3 年間、添付書類の提出等を求められることがありません。

● e-Tax を利用するには

- (1) 電子証明書を取得します (有効期間は発効日から 3 年間です)。
 - (2) 開始届出書を税務署に提出して利用者識別番号を取得します。
 - (3) 電子証明書等の初期登録を e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) 等で行います。
- ▽ 税務署や金融機関に行かずに、国税に関する手続きができます。
- 〔問い合わせ〕 ヘルプデスク ☎ (0570) 015901

アドプトを行う団体等を募集します

アドプト制度は道路・公園・河川敷などの市の公共施設を、地域住民の団体や企業等が行政と協働で清掃および美化活動を行う制度です。



〔アドプト制度募集場所〕 道路 (担当は環境管理課道路管理係)、公園および児童遊園等 (担当は環境管理課環境整備係)、地域・地区センター (担当は地域活性課市民活動推進係)

〔対象〕 3 人以上で構成する団体および企業など

〔活動支援〕 ▽ 消耗品程度の物品の貸与または支給 ▽ 表示板の設置 ▽ ボランティア保険の加入 ▽ ごみ回収 ▽ そのほか活動に必要なこと

〔申し込み・問い合わせ〕 地域活性課市民活動推進係および希望する活動場所の担当課へ。

住民票等自動交付機、市ホームページ等の利用の一時休止

市役所庁舎電気設備法定保守点検を行うため、次のシステムが利用できなくなります。

〔休止期間〕 2 月 1 日(火)午後 5 時から翌朝の午前 8 時 30 分ごろまで

〔休止するシステム〕 住民票等自動交付機、市ホームページ、図書館ホームページ (図書館資料検索・予約システム等)

〔問い合わせ〕 総務課庶務統計係



— その 203 —

昭和初期

上覚東・野川の恵み

西の境を野川が流れ、その流域は一面に田んぼだった。そして野川の流れは田んぼの用水として貴重な存在だったから、ところどころに堰があつて水を分け、あちらこちらに流っていた。

特に上覚東一番地 (現西野川一・二・四) に築いた堰 (大堰) から引き入れていた次右衛門堀は、東の台地の下を流れながら上覚東の水田を潤し、御台橋の上流で再び野川に合流していた。用水路の東側には幾つかの谷が刻まれ、高台には屋敷林や竹林に囲まれた藁葺屋根の農家が点々とあつて、のどかな里山の風情を醸し出していた。昭和 12 年頃の地図を見ると、家数およそ 10 軒くらい。それらの家にはみな屋号がついていて、お互いに屋号で呼びあつていた。

用水の流れを良くするために年に一回川浚いをした。どここの家からも一人ずつ出て、大堰から御台橋までの川底を浚った。堰板で大堰を塞ぐと、干上がった川底にドジョウやナマズ、コイ、ヘラブナなどが手づかみで取れるほどたくさんいた。それらの魚はいくつものたらいに分け、くじを引きながらみんなに分けあつた。またそれを登戸の川魚料理屋に持って行って売ることでもできた。それが終わると五月の節句で、田んぼに水を引き、まもなく田植えである。

野川の流れは子どもたちの良

い遊び場だった。御台橋には三島田んぼに分水するための堰があつて、その上流は適当な深さになつていたので、子どもたちは泳ぐことができたし、大水が出れば家から大きなたらいを持ってきてたらい舟にして遊んだ。水中には一メートルもある藻がなびいているし、両岸には色とりどりの花が咲いている中をたらいに乗って流れていく。

魚がたくさんいたから釣りもできた。釣った魚は家に持ち帰り、煮たり焼いたりして食べた。ウナギ捕りには流し針を使った。夕方仕掛けておいて朝取りに行くとき大きなのがかかっていた。毎日のように食べることができたから、焼いてはたれにつけ、焼いてはたれにつける。次々と入れていくから、そのたれの味はとてもおいしかった。ドウを仕掛けて捕ることもできた。この方も夕方水の中に入れ、明け方取りに行くのである。

ドジョウの場合はおとりのドジョウを一匹入れ、口を下流に向けておくと翌朝には二合から三合くらいも入っていた。コイを捕るためには二メートルもある大きなドウを使った。これも夕方入れておくとコイばかりでなくフナやナマズも入っていて、大きな収穫であるとともに親子で取りにいく楽しみもあった。シジミもいた。黄色いシジミである。今日はお昼のおかずがないからどうしようと言って、さっそく野川に行つてシジミを採る。採ってきたばかりのシジミを味噌汁にして食べた。

井上 孝

(粕江市文化財専門委員)

行政けいごばん

1 月の夜間・日曜納税窓
口〓税の納め忘れはあり
ませんか〓

▽夜間納税窓口（日時）27 日（木）
午後 8 時まで

▽日曜納税窓口（日時）30 日（日）
午前 8 時 30 分〓午後 5 時

〔会場〕納税課

平成 22 年度市民税・都民税（第 4 期分）および平成 22 年度国民健康保険税（第 7 期分）は 1 月 31 日（月）までに納めてください。 ※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

〔問い合わせ〕納税課

住民基本台帳カード交付
申請時の本人確認強化に
ご協力ください

最近、偽造した運転免許証を提示して本人に成り済まし、住民基本台帳カードを不正に取得する事件が都内で発生しています。

虚偽の申請を未然に防止し、皆さんが被害に遭わないように、本人確認手続きの強化を徹底していきます。

即日に住民基本台帳カードの交付を受けた方には、本人あてに「交付確認通知書」を送付します。ご確認ください。

〔問い合わせ〕市民課

電子証明書の取得はお早
めに

電子証明書の申請には、住民基本台帳カードが必要です。 住民基本台帳カードをまだお

持ちでない方は、本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの写真付きの証明書が必要となる場合があります。

電子証明書の有効期間は発行日から 3 年間です。ただし、その間に住所の異動や修正、氏名等の変更があった場合は、自動的に電子証明書は失効します。

確定申告時期が近づくと、窓口が大変混雑します。ので早めの申請をお願いします。

〔問い合わせ〕市民課

特別給付（デイサービス
食費助成）の申請を受け
付けます（第 3 期）

デイサービス利用者の食費の一部を、介護保険の「市町村特別給付」として一食につき 200 円給付します。該当する方は申請してください。

※申請書は、各デイサービス事業所と介護支援課で配布します。

〔申請先・問い合わせ〕2 月 15

日（火）までに、介護支援課介護保険係へ。

教育委員会自己点検およ
び評価報告書（平成 21 年
度実施事業）の策定と公
表

平成 21 年度に実施した 59 事業について自己点検および評価を行い、報告書を作成しました。市ホームページ上で公表するとともに、1 部 90 円で頒布しています。

〔問い合わせ〕学校教育課教育庶務係

狛江市議会議員選挙立候補
予定者説明会

〔日時〕2 月 18 日（金）午後 3 時から

〔会場〕中央公民館

〔内容〕任期満了に伴う狛江市議会議員選挙（4 月 24 日（日）執行）の説明会

※出席は総括・出納責任者等を含め 3 人以内でお願いします。

〔問い合わせ〕選挙管理委員会事務局

東京外かく環状道路「基
本設計および用地に関す
る説明会」

〔日時〕1 月 24 日（月）午後 7 時〓8 時 30 分

〔会場〕第五小学校

〔内容〕国土交通省が東京外かく環状道路（関越〓東名）について実施した現地調査の報告と、それに基づき実施した基本設計の内容の説明

〔問い合わせ〕東京外かく環状国道事務所 ☎ 0 1 2 0（34）1 4 9 1

退職（失業）による国民
年金保険料の特例免除制
度をご利用ください

厚生年金に加入していた方が退職（失業）した場合、健康支援課保険年金係で国民年金の加入手続きを行い、月額 1 万 5、100 円（平成 22 年度の金額）の保険料を納めることになりま

す。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される「特例免除制度」があります。

この制度は、退職（失業）した年度および翌年度に限り、利用することができます。

通常、保険料の免除には、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内であることが必要ですが、特例免除では、審査の対象となる申請者本人の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請する場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを添付してください。

なお、学生の方で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、学生納付特例制度をご利用ください。

〔問い合わせ〕府中年金事務所 ☎ 0 4 2（361）1011

ご存じですか
「学生納付特例制度」と
「若年者納付猶予制度」

20 歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合

は国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校修業年限 1 年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

また、夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

学生納付特例の承認期間は 4 月から翌年 3 月までとなります

が、次の年度も在学予定である場合、4 月に再申請の用紙が送付されますので、必要事項を記入の上、返送ください。

また、学生でない 30 歳未満の方の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わずに保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障がいが残った場合に、障害年金を受け取ることができなくなります。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に参入されますが、年金額には反映されません。

就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10 年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」をご利用ください。

〔問い合わせ〕府中年金事務所 ☎ 0 4 2（361）1011

特別障害給付金の請求は
お済みですか

国民年金に任意加入していなかったため、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方の福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。

〔対象〕国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の 1 級、または 2 級相当の障がい状態である方に該当する方

原則、65 歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。

▽平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生
▽昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金保険、共済組合などの加入者の配偶者

〔支給額等〕給付金は、請求書を受け付けた月の翌月分から支給されます。

▽1 級該当者 月額 5 万円
▽2 級該当者 月額 4 万円

※所得額による支給制限や老齢年金など、公的年金受給による支給調整があります。

〔問い合わせ〕府中年金事務所 ☎ 0 4 2（361）1011

国民年金保険料は便利・
安心・確実な口座振替で

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

「忙しくて・・・」、「つい、うっかり・・・」といった理由でも、保険料の納め忘れがあると将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなります。

また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

そこで、国民年金保険料の納付には、便利で安心、確実な口座振替をお勧めします。

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用できます。申し込みの際は、年金事務所や金融機関に備え付けの申出書に必要事項を記入の上、口座振替を希望する金融機関等に提出してください。

〔問い合わせ〕府中年金事務所 ☎ 0 4 2（361）1011

審議会等の公開

第 3 回狛江市市民活動支援センター開設準備委員会

〔日時〕1 月 27 日（木）午後 7 時から

〔会場〕502・503 会議室

〔案件〕運営団体の募集方法等

〔問い合わせ〕政策室協働調整担当

第 1 音楽の街「狛江」構想推進委員会

〔日時〕2 月 2 日（水）午後 7 時から

〔会場〕502・503 会議室

〔問い合わせ〕地域活性課市民文化係

第 3 回狛江市市民福祉推進委員会

〔日時〕1 月 25 日（火）午後 6 時 30 分から

〔会場〕4 階特別会議室

〔問い合わせ〕福祉サービス支援室総合調整担当

環境保全審議会

〔日時〕1 月 18 日（火）午後 2 時から

〔会場〕狛江市役所小田急線高架下分室 103・104 会議室

〔問い合わせ〕環境管理課環境整備係

第 9 回スポーツ振興審議会

〔日時〕1 月 19 日（水）午後 7 時から

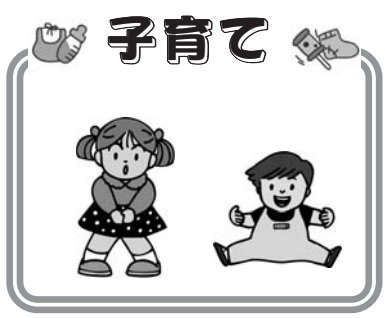
〔会場〕301 会議室

〔問い合わせ〕社会教育課社会教育係

子育て講座

子どもの病気と医療
機関のかかり方
くこんなとき、どう
すれば良いの？

〔対象〕 0～3歳の子どもの
保護者
〔定員〕 先着30人※保育が必
要な方はご相談ください。
〔講師〕 石戸谷尚子さん（石
戸谷小児科医師）
〔問い合わせ〕 子育て支援課
企画支援係
〔会場〕 中央公民館
〔日時〕 2月3日（木）午前10時
～正午



◎和泉児童館

☎（3480） 1441

■映画会「アバター」〔日時〕
1月21日（金）午後3時15分～6
時〔対象〕 小学生（乳幼児保
護者同伴可）

■わらべうたと絵本の会
〔日時〕 1月26日（水）午前11時
～11時30分〔対象〕 乳幼児保
護者

■ニューイヤークンサート

「琴の発表会」〔日時〕 1月
29日（土）午後1時30分～2時30
分※乳幼児は保護者同伴

■すくすく測定・相談員が身
長、体重を測ります。〔日
時〕 1月31日（月）午後1時30分
～2時30分

◎岩戸児童センター

☎（3489） 5414

■映画会 〔日時〕 1月20日（木）
午後3時～5時〔対象〕 小学
生※内容は館内に掲示します。

◎子ども家庭支援センター

☎（5438） 6606

■わくわくWork「お母さ
んの手づくり教室」〔日時〕

1月24日（月）午後1時45分～2
時45分〔内容〕 鬼の帽子を作
ろう〔申し込み〕 22日（土）まで
■たんぼぼThinking
「ことが伸びる上手な子育て」
〔日時〕 2月4日（金）午前

10時30分～11時30分〔定員〕
先着15人〔内容〕 中川信子さ
ん（言語聴覚士）を囲んで子
育てのいろいろな話をしまし
よう。

◎多摩川保育園

☎042（483） 4667

■園庭開放 〔日時〕 1月28日
（金）午前10時～11時（雨天中止）
〔内容〕 人形劇・子育てに関
する相談

健康と衛生

健康診査

Health

■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕 2月7日（月）受付時間は
午後1時～1時30分〔会場〕 あ
いとびあセンター〔対象〕 平成
21年7月生まれの幼児〔持ち物〕
母子健康手帳・問診票・保険証・
現在使っている幼児の歯ブラシ
※対象者には個別に問診票を送
付しています。

〔問い合わせ〕 健康支援課健康
推進係 ☎（3488） 1181

■3歳児健康診査

〔日時〕 2月10日（水）受付時間は
午後1時～1時30分〔会場〕 あ
いとびあセンター〔対象〕 平成
20年1月生まれの幼児〔持ち物〕
母子健康手帳・問診票・目と耳
のアンケート・尿・保険証※対
象者には個別に問診票を送付し
ています。

〔問い合わせ〕 健康支援課健康
推進係 ☎（3488） 1181

予防接種

Health

■BCG接種

〔日時〕 1月25日（火）受付時間は
午前10時～10時30分〔会場〕 あ
いとびあセンター〔対象〕 生後

教室

Health

3～6カ月未満の乳児※通知対
象者は平成22年10月生まれの乳
児〔持ち物〕 母子健康手帳・予
診票・髪の毛をまとめるゴム等
〔問い合わせ〕 健康支援課健康
推進係 ☎（3488） 1181

■認知症予防講座「目と脳イキ
イキ体操」

〔日程・内容〕 ▽2月3日（木）・
目を鍛えよう（脳力ためし）▽
17日（木）・脳を鍛えよう（脳のス
イッチを入れて視覚認知力を高
める。記憶力トレーニングで脳
を活性化）▽24日（木）・目と脳と
身体をスムーズに連動させよう
（重心バランス体操。計算力ト
レーニングで脳を活性化）〔時
間〕 午後2時～4時〔会場〕 あ
いとびあセンター〔対象〕 全回
参加できる65歳以上の方〔定員〕
先着40人〔講師〕 藤川陽一さん
（㈱アフアン認知症フアシリテ
ィター）〔持ち物〕 筆記用具※運
動しやすい服装で。

〔申し込み・問い合わせ〕 1月
17日（月）から介護支援課高齢者支
援係へ。

■むし歯予防教室

むし歯予防について歯科衛生
士・栄養士がお話をします。
〔日程・対象〕 ▽2月14日（月）・

1歳から1歳6カ月児までの保
護者▽18日（金）・1歳7カ月児か
ら2歳児の保護者〔時間〕 午前
10時～11時〔会場〕 あいとびあ
センター〔定員〕 各15人〔持ち
物〕 母子健康手帳・黒のボール
ペン・子どもが使っている歯ブ
ラシ

〔申し込み・問い合わせ〕 健康
支援課健康推進係 ☎（3488）
1181へ。

■講演会「はらすまダイエット」
～お正月太り撃退！効果の出る
方法を伝授します～

〔日時〕 2月4日（金）午後2時～
4時〔会場〕 あいとびあセンタ
ー〔定員〕 先着60人〔講師〕 中
川徹さん（医師）
〔申し込み・問い合わせ〕 健康
支援課特定健診担当 ☎（348
8） 1181へ。

■育児学級

生後5・6カ月ごろの乳児の
保育と離乳食を勉強します。受
講中は民生・児童委員の協力に
より乳児をお預かりします。

〔日時〕 2月3日（木）受付時間は
午後1時～1時20分（3時終了
予定）〔会場〕 あいとびあセンタ
ー〔対象〕 第一子目の保護者
〔定員〕 先着25人〔持ち物〕 母
子健康手帳・筆記用具・バスタ
オル・乳児の飲み物など
〔申し込み・問い合わせ〕 健康
支援課健康推進係 ☎（3488）
1181へ。

■ママパパ学級

現在第一子妊娠中のお母さ
ん・お父さんのための講座です。
妊娠中の生活、出産、育児につ

いて学びながらお友だちづくり
をしませんか。

〔会場〕 あいとびあセンター〔内
容〕 ▽1回目 妊娠中の生活・
家族計画、妊婦体操（実習）▽
2回目 先輩ママの話、妊娠中
の食事・食事バランスチェック、
赤ちゃん和妈妈パパのためのサ
ービス▽3回目 赤ちゃんの沐
浴・おむつ交換（実習）、パパの
ための妊婦体験、育児の話とほ
のぼのふれあいなど

〔申し込み・問い合わせ〕 健康
支援課健康推進係 ☎（3488）
1181へ。

健康相談

Health

■フロアー健康相談

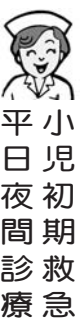
自分や家族の健康のこと、食
事のこと、子育てのこと等を保
健師・管理栄養士・歯科衛生士
などが相談をお受けします。
〔日時〕 1月28日（金）午前9時30
分～11時30分〔会場〕 あいとび
あセンター

〔問い合わせ〕 健康支援課健康
推進係 ☎（3488） 1181

■育児相談・子どもの身長、体
重も測れます

育児に関する悩みや、お母さ
ん自身の心や体のことなど保健
師、助産師、管理栄養士、歯科
衛生士等が相談をお受けします。
〔日時〕 1月26日（水）午前9時30
分～11時30分〔会場〕 あいとび
あセンター〔持ち物〕 母子健康
手帳

〔問い合わせ〕 健康支援課健康
推進係 ☎（3488） 1181



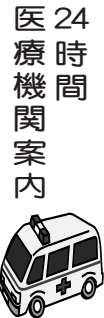
小児初期救急
平日夜間診療

〔診療日〕 月～金曜日（慈恵
第三病院の休診日は除く）
〔受付時間〕 午後7時～9時
30分
〔対象〕 15歳以下の急病の方
※事前に電話をしてから受診
○慈恵第三病院内「狛江・調
布小児初期救急平日準夜間
診療室」
☎（3488） 2061



休日診療

〔診療日〕 16日・23日・30日
〔受付時間〕 午前9時～11時
30分・午後1時～4時30分
〔会場〕 あいとびあセンター
○休日応急診療所
☎（3488） 9121
○休日歯科応急診療所
☎（3488） 9171
○休日診療薬局
☎（3488） 1519



24時間
医療機関案内

○ひまわり

☎（5272） 0303
http://www.himaw
ari.metro.tokyo.jp/

○東京消防庁救急相談センター

☎ #7119

○狛江消防署

☎（3480） 0119

障がい福祉サービス のご案内

〔問い合わせ〕
福祉サービス支援室

身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などの自立や社会参加を実現するため、さまざまなサービスで支援しています。

ここでは、主に障がい福祉サービスを紹介します。

※今後変更が生じることがあります。

	内 容	担当課
障がい者手帳	身体に障がいのある方には「身体障害者手帳」、知的障がいのある方には「愛の手帳」、精神に障がいのある方には「精神障害者保健福祉手帳」が東京都から交付されます。 これらの手帳は、さまざまな福祉施策を利用するために必要となります。手帳は、心身の状況により等級が認定されます。 〔身体障害者手帳〕申請には、指定された医師による意見書（様式は市役所にあります）等が必要となります。 〔愛の手帳〕東京都での判定が必要となります。 〔精神障害者保健福祉手帳〕申請には、指定された医師による意見書（障害年金を受給されている方は年金証書でも可）等が必要となります。	福祉サービス支援室 障がい者支援担当

■相談窓口

福祉サービス支援室障がい者支援担当	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の援助を行います。
狛江市障害者地域自立生活支援センターサポート （狛江市社会福祉協議会） ☎(5438)3533	在宅の方やその家族に対し、地域における生活支援として、サービスの利用援助、社会資源の活用や生活力を高めるための支援を総合的に行い、障がいのある方の自立と社会参加の支援を行います。
狛江市障がい者就労支援センターサポート （狛江市社会福祉協議会） ☎(5438)3533	障がいのある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に行い、自立と社会参加を一層促進することを目的としています。
地域生活支援センターリヒト （あいとぴあセンター内） ☎(3480)6656	主に精神障がいの方を対象にした相談支援を行っており、精神科や心療内科等を受診している本人や家族、関係機関などからの相談をお受けします。

■手当・年金

制度名	受 給 要 件	支給額	所得要件	担当課
心身障害者福祉手当 （市制度）	20歳未満で身体障害者手帳 1 ～ 4 級または愛の手帳 1 ～ 4 度の方、もしくは 20歳以上で身体障害者手帳 3 ・ 4 級または愛の手帳 4 度の方 ※施設入所の方、または該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は、対象となりません。	月額5,400円 ※義務教育終了前の兄弟等がいる場合、1 人に付き1,600円を加算	有	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
心身障害者福祉手当 （都制度）	20歳以上で身体障害者手帳 1 ・ 2 級、愛の手帳 1 ～ 3 度、脳性麻痺、または進行性筋萎縮症の方 ※施設入所の方、または該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は、対象となりません。	月額 1 万5,500円		
東京都重度心身障害者手当 （都制度）	重度の知的障がいや著しい精神症状を有する方、重度の知的障がいと重度の身体障がいや有する方、または重度の肢体不自由で両上下肢の機能が失われ、かつ座位が難しい方 ※施設入所の方、新規申請時に65歳以上の方、または 3 カ月以上入院している方は、対象となりません。	月額 6 万円		
特別障害者手当 （国制度）	20歳以上で常に特別の介護を必要とする状態にあり、おおむね身体障害者手帳 1 ・ 2 級、および愛の手帳 1 ・ 2 度で、重複障がいの方や重い精神障がいの方 ※施設入所の方、または 3 カ月以上入院している方は、対象となりません。	月額 2 万6,440円		
障害児福祉手当 （国制度）	20歳未満で常に介護を必要とする状態にあり、おおむね身体障害者手帳 1 ・ 2 級の一部、おおむね愛の手帳 1 ・ 2 度の一部、または同等の疾病、精神障がいの方 ※施設入所の方、または障がいを理由とする公的年金受給者は、対象となりません。	月額 1 万4,380円		
特別児童扶養手当 （国制度）	20歳未満で重度障がい児（おおむね身体障害者手帳 1 ・ 2 級、おおむね愛の手帳 1 ・ 2 度）、中度障がい児（おおむね身体障害者手帳 3 級、おおむね愛の手帳 3 度）、または同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいのある児童の保護者	〔重度障がい児〕 月額 5 万750円 〔中度障がい児〕 月額 3 万3,800円	有	子育て支援課 手当助成係
児童扶養手当 （国制度）	18歳になった日以後の最初の 3 月31日までの児童で（20歳未満で中度以上の障がいを有する児童を含む）、父または母が重度の障がいを有する児童の保護者	〔全部支給〕 月額 4 万1,720円 〔一部支給〕 月額 4 万1,710円～9,850円 ▽ 2 人目加算 月額5,000円 ▽ 3 人目以降加算 月額3,000円		
児童育成手当 （障害手当・都制度）	20歳未満で身体障害者手帳 1 ・ 2 級程度、愛の手帳 1 ～ 3 度程度、または脳性麻痺・進行性筋萎縮の障がいを有する児童の保護者	月額 1 万5,500円		
児童育成手当 （都制度）	18歳になった日以後の最初の 3 月31日までの児童で、父または母が重度の障がいを有する児童の保護者	月額 1 万3,500円		
障害基礎年金 （国民年金）	原則、国民年金に加入中に病気やけがで障がいが残った時 ※20歳になる前に病気やけがが原因で障がいが残った場合は、一定の基準により20歳から年金が受けられます。	〔 1 級〕 年額99万100円 〔 2 級〕 年額79万2,100円	一部有	健康支援課 保険年金係
難病者福祉手当 （市制度）	難病医療費等助成制度（㊦）を適用されている方、または、ほかの公的制度（公薄等）により難病であることが確認できる方	月額5,400円	無	福祉サービス支援室 障がい者支援担当

■医療費助成

制度名	受 給 要 件	助成額	所得要件	担当課
心身障害者医療費助成制度（㊦）	身体障害者手帳 1 ・ 2 級（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいの方は 3 級も含む）、または愛の手帳 1 ・ 2 度の方 ※施設入所の方、または該当等級となる手帳申請時に65歳以上の方は、対象となりません。	医療費の自己負担額の一部または全部 ※本人（20歳未満は保険の世帯主）の課税状況により認定	有	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
難病医療費等助成制度（㊦）	都内に住民登録があり、対象となる疾病が認定基準を満たし、健康保険に加入している方	月額自己負担額を超えた分の負担額 ※生計中心者の所得状況により認定	無	
自立支援医療費制度（精神通院医療）	精神疾病を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方	原則、自己負担額の 1 割 ※月額自己負担上限額は本人の収入や世帯の所得・疾患等により設定		
ひとり親家庭等医療費助成制度（㊦）	18歳になった日以後の最初の 3 月31日までの児童（20歳未満で中程度の障がい を有する児童を含む）を保護するひとり親（父、母、または養育者） ※父、母が重度の障がい を有する世帯を含む。	児童、父、母、または養育者が医療機関で支払う医療費の自己負担額の一部	有	子育て支援課 手当助成係

■自立支援給付

制度名	概 要	負担額	所得要件	担当課
居宅介護（ホームヘルプ）	障がいのある方が、居宅において日常生活を営むのに支障があり、家事や介護等のサービスが必要な場合は、ホームヘルパーによる支援を受けることができます。	〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕 1 割負担 ※世帯の所得状況に応じて負担上限額を認定 〔非課税世帯〕 無料	無	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
児童デイサービス（あいとびあ子ども発達教室「ばる」）	心身の発達に遅れなどの見られる未就学児に対し、適切な指導と訓練を実施します。			
短期入所事業（ショートステイ）	障がいのある方が、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった場合や、生活能力向上のために、短期入所の施設を利用することができます。			
補装具費の支給	身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体の一部の欠損や機能を補い日常生活や職業生活を容易にするための機能を助ける装具（義肢、装具、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、1 本杖以外の歩行補助杖、歩行器など）の交付や、修理に必要な費用を助成します。 ※種目に応じた基準額あり。	〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕 基準額の 1 割負担 〔非課税世帯〕 無料 ※世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は交付負担の対象となりません。	有	

■就労活動の場

制度名	概 要	負担額	所得要件	担当課
就労継続支援(A型・B型) 就労移行支援	障がいがあり、一般企業での就労が困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を行います。	〔本人および配偶者が課税世帯〕 1 割負担 〔非課税世帯〕 無料	無	福祉サービス支援室 障がい者支援担当

■地域生活支援

制度名	概 要	負担額	所得要件	担当課
コミュニケーション支援 （手話通訳・要約筆記）	聴覚・音声機能・言語機能障がいのある方と、ほかの方との意思疎通を仲介し、社会参加を促進します。	無料 ※通訳者の交通費、入場料等は利用者負担となる場合があります。	無	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
日常生活用具費の支給	日常生活用具（入浴補助用具、歩行支援用具、特殊寝台、特殊便器、火災警報器、ストーマ装具など）の購入費用の一部を支給します。 ※種目に応じた基準額あり。	〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕基準額の5％負担 〔非課税世帯〕無料 ※世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は交付負担の対象となりません。	有	
移動支援	視覚障がいの方、肢体不自由の方で上下肢ともに重度の障がいのある方、知的障がいの方、または精神障がいの方などの、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等社会参加のための外出を支援します。	〔本人および配偶者（18歳未満の場合は保護者）が課税世帯〕5％負担 〔非課税世帯〕無料	無	
日中一時支援	障がいのある方の日中活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るための支援を行います。			
訪問入浴	身体障害者手帳の交付を受けている15歳以上65歳未満の在宅の方で、座位を保つことが著しく困難である等、訪問入浴でなければ入浴が困難な方に実施します。			
地域活動支援センター	フリースペースの提供、グループワーク・メンバーによる自主活動の支援、地域住民との交流事業や、地域の社会資源とのネットワーク構築のほか、同行支援や訪問支援などの生活支援も行っています。 ※リヒトに利用登録をした方が対象となります。	無料 ※リヒトに登録する際、登録料（年額1,120円）が必要となります。	無	地域生活支援センター リヒト ☎(3480) 6656

■日常生活の援助・助成

制度名	受 給 要 件	助成額等	所得要件	担当課
都営交通無料乗車券・精神障害者都営交通乗車証の交付	身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※シルバーパスとの併用はできません。	都営地下鉄全線、都バス、都電、日暮里・舎人ライナーが無料	無	福祉サービス支援室 総合調整担当
民営バスの割引および付き添いの方の割引	〔本人のみ〕身体障害者手帳または愛の手帳の交付を受けている方 〔本人および付き添いの方〕第1種の身体障害者手帳、または第1種の愛の手帳の交付を受けている方	都内を運行する一般路線バスの都内区間運賃が半額 ※付き添いの方には割引証を発行		
有料道路の割引	〔本人が運転する場合〕身体障害者手帳の交付を受けている方 〔本人が運転する場合および本人が同乗し本人以外の方が運転する場合〕第1種の身体障害者手帳、または第1種の愛の手帳の交付を受けている方 ※短期リースや、事業・営業に使用する自動車等は対象となりません。	通常料金の半額		
身体障害者用自動車改造費の助成	市内に居住する18歳以上の上・下肢または体幹機能障がい1・2級の方が、就労に伴い自らが所有し運転する自動車の改造が必要な方	限度額13万3,900円	有	福祉サービス支援室 障がい者支援担当
自動車運転教習および排気量等の限定解除費用の助成	市内に引き続き3カ月以上住所を有し、運転免許適性試験に合格した愛の手帳4度以上および身体障害者手帳3級以上（内部障がいは4級、下肢または体幹機能障がいは5級以上で歩行困難な方）の方	助成対象経費の3分の2（1,000円未満切り捨て）を助成。ただし、前年の所得税額に応じて限度額有り。排気量等の限定解除は助成対象経費の実支出額（2万600円程度）		
身体障害者自動車ガソリン費助成	自ら運転する自動車を所有し、市内に引き続き3カ月以上居住し、住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方で、身体障害者手帳1～3級の方※福祉タクシー利用助成との併給はできません。	1カ月15ℓを限度とした額（800円）	無	
福祉タクシーおよび福祉車輛利用助成	上肢障がい・聴覚障がいを除く身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、または高次脳機能障がいや重度の知的障がいと同程度の方 ※ガソリン費の助成と併給はできません。	月額2,800円	有	
私立心身障害児通所訓練施設通所児保護者に対する補助金	地方公共団体の補助を受けて、心身に障がいを有する児童の通所訓練事業を実施している私立または任意のグループの通所訓練施設で訓練を受けている児童の保護者	児童一人につき、月額6,000円以内		
重度心身障害者（児）家族介護用品の支給	重度心身障害者手当の対象となる重度の障がいのある方で、常時おむつを必要とする65歳未満の方 ※施設入所等適用除外があり。	〔 重度心身障害者手当を受給していない市民税非課税の方 〕3万3,200円（年3回）を限度とした介護用品の支給 〔 それ以外の方 〕2万円（年3回）を限度とした介護用品の支給	無	
老人福祉センター（あいとびあセンター内）の浴室の利用	在宅で自力入浴が可能な15歳以上の身体に障がいのある方	週3回（月・水・金曜日） 午前11時30分～午後4時	無	介護支援課 高齢者支援係
入浴券の交付	心身に障がいがあり障がい者手帳の交付を受けている12歳以上で自宅に入浴施設がなく、常時公衆浴場を利用される方 ※生活保護の生活扶助を受給する方は除く。	月4枚		
送迎サービス（ハンディキャブ）	利用会員登録をされた方（原則、市内在住）で、車いすを利用する方、歩行困難の方、目の不自由な方、知的ハンディのある方、または、そのほか移動困難と認められる方	利用は原則、午前8時から午後6時まで（時間外は要相談）、運行利用料は30分500円（早朝・夜間・休日600円）。走行距離1kmにつき50円加算（市内は一運行700円） 〔 年会費 〕3,000円	無	特定非営利活動法人 ハンディキャブこまえ ☎(3480) 5433
N H K放送受信料の免除（全額）	▽身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合 ▽所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がいと判定された方がいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合	全額免除	無	福祉サービス支援室 総合調整担当
N H K放送受信料の免除（半額）	▽視覚障がいまたは聴覚障がい、もしくは障害等級が1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者である場合 ▽障害等級が1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者である場合 ▽所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がいと判定された方が、世帯主で受信契約者の場合	半額免除		

インフォメーション

催し

■野川たんぽぽひろばリズム遊びやおもちゃで遊べます

〔日時〕 1月18日(火)午後2時

3時30分※出入り自由〔会場〕野川地域センター〔対象〕乳幼児親子※子育て相談もできます

〔問い合わせ〕 子育て支援課企画支援係

■中学校技術・家庭科・美術科作品展

▽技術・家庭科〔期間〕 2月1日(火)～4日(金)

〔会場〕 市役所2階ロビー

▽美術科〔期間〕 2月5日(土)前10時～9日(水)午後3時

〔会場〕 泉の森会館

〔問い合わせ〕 指導室

■新春上和泉寄席くらしに役立つ落語とコント

〔日時〕 2月5日(土)午後1時30分～3時

〔定員〕 先着30人〔内容〕▽落語 エステDEおばあちゃん、イッヒビヒ・ゴミミサイル発射▽

コント 親子分子分の振込詐欺珍道中

〔出演〕 明治大学落語研究会

〔入場料〕 300円

〔問い合わせ〕 地域活性課市民活動推進係



■悪質商法被害防止共同キャンペーン若者のトラブル110番

〔日時〕 1月27日(木)・28日(金)午前10時～午後4時

〔会場〕 消費生活相談コーナー〔対象〕 29歳以下の契約当事者

〔内容〕 若者の消費者被害防止を目的にした特別相談※電話での相談も行います

〔問い合わせ〕 地域活性課地域振興係

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、多くのボランティアによるさまざまな活動の重要性が広く社会に認識されました。

防災とボランティアの日(1月17日(月)・週間(1月15日(土)・21日(金))を機会に、災害時におけるボランティア活動や家具類の転倒・落下防止対策など、地域や家族で話し合います。



東京消防庁ホームページ(<http://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>)からご覧いただけます。

〔問い合わせ〕 狛江消防署(3480) 0119

■1月26日(水)は文化財防火デー「育てよう 歴史を守る 防火の心」

文化財防火デーを中心に、放火火災の予防や自衛消防訓練の実施などと呼びかけ、後世に継承する貴重な財産である文化財

の火災予防を推進します。

〔問い合わせ〕 狛江消防署(3480) 0119

■多摩地区ふくしワーク就職フェア

〔日程〕 2月10日(木)〔会場〕 立川グランドホテル

〔内容〕 ▽福祉業界セミナー「介護職に就くために」

〔時間〕 午前11時～午後零時30分〔定員〕 150人※要予約▽福祉の仕事就職面接会

〔時間〕 午後1時～4時※直接会場へ〔持ち物〕 履歴書

〔申し込み・問い合わせ〕 1月27日(木)からハローワーク八王子(042) (648) 8612へ。

■悪質な投資勧誘にご用心!

最近、株式や社債、ファンドなどの取引に関し、高齢者を中心に詐欺的なトラブルや被害が多数発生しています。

くれぐれもご注意ください。

〔問い合わせ〕 金融庁金融サービス利用者相談室(0570) 016811 (平日午前10時～午後4時)

■多重債務相談・借金の返済でお悩みの方へ

多重債務相談窓口では、専門の相談員が電話や来庁による相談をお受けしています。

必要に応じて法律の専門家に引き継ぎます。

まずはお電話ください。

〔開設時間〕 平日午前9時～正午・午後1時～5時

〔電話番号〕 (5842) 7475

〔問い合わせ〕 関東財務局東京財務事務所(5842) 7015

消費生活相談コーナーから

◆クレジットカードのリボ払いトラブル◆

■相談事例

パソコン購入時に店頭で勧められたクレジット機能付きのポイントカードに加入し、代金はカード決済にしました。後日、翌月一括払いのつもりが、「リボ払い(リボルビング払い) 専用カード」で決済していたことが分かりました。

販売員からリボ払い専用カードとの説明はなく、カードの契約書等を見ても、リボ払い専用カードであることは分かりにくかった。今からでも一括払いへの変更は可能でしょうか。

……………クレジットカードのリボ払

一定額に抑えられる反面、支払残高に対して手数料がかかるため支払残高が減りにくく、支払期間が長期化するケースが多くなるため、気軽に利用を重ねると、多重債務の要因にもなります。

主な支払い方法としては、毎月一定額を支払う「定額方式」、毎月残高の一定割合を支払う「定率方式」、支払残高に応じてランク分けして毎月一定額を支払う「残高スライド方式」があります。

相談事例のようなリボ払い専用カードは、そのカードの利用がすべてリボ払いになるカードです。カード加入時に

いは、月々の支払いをリボ払い専用カードであることに気付かないまま加入し、利用しているケースが多くみられます。

商品やサービス購入時にリボ払いを選択するならば、リボ払いの仕組みや手数料率、月々の支払金額、支払期間等を確認し、きちんと把握したうえで利用するかどうかを検討することが重要です。

相談者には、リボ払いを利用しているも支払金額の増額や一括返済が可能な場合があるので、カード会社に確認してみるように助言しました。

心配なことがあれば、消費生活相談コーナーへ

〔問い合わせ〕 地域活性課地域振興係

消費生活市民講座

「終活」ってなあに?

人生の終わりを

よりよく

迎えるために

人生の終末期の過ごし方を考え準備する終活。メリット、エンディングノート、具体的な方法等を、ご案内します。

〔日時〕 2月7日(月)午後1時30分～3時30分

〔会場〕 エコルマホール展示・多目的室

〔定員〕 先着50人

〔講師〕 市川愛さん(葬儀相談員市川愛事務所リリーフ代表)

〔申し込み・問い合わせ〕 1月17日(月)から地域活性課地域振興係へ。

地デジの無料訪問診断受付中

地上デジタル放送への移行まであと 約6カ月

自宅の地デジ受信について、どのようにすれば良いのか分からない方をはじめ、希望する方に地デジサポーターによる自宅での無料診断を実施しています。

電話または所定の申し込みはがきでお申し込みください。申し込みはがきは、市役所2階ロビー、中央公民館、西河原公民館、あいとびあセンターに設置しています。

〔申し込み・問い合わせ〕 デジサポ東京西(総務省東京都西テレビ受信者支援センター)

(042) (716) 251

25 (平日は午前9時～午後9時、土・日曜日、祝日は午前9時～午後6時) へ。

民生委員・児童委員が改選されました

民生委員・児童委員が平成22年12月 1 日付けで改選されました。
民生委員・児童委員は、お困りのときの身近な相談相手です。

気軽にご相談ください（秘密は厳守します）。
〔問い合わせ〕福祉サービス支援室総合調整担当

担 当 区 域	氏 名	電話番号
和泉本町 1 丁目 1 ～ 9 番、35 番、37 番	橋 井 節 子	(3480) 4592
〃 1 丁目10～34番、中和泉 2 丁目 1 ～ 2 番	中 谷 三代子	(3489) 7580
〃 1 丁目36番(セントラルハイツ)	大 矢 美枝子	(3480) 1004
〃 3 丁目 1 ～ 25 番	鈴 木 茂	(3480) 0886
〃 3 丁目26～39番、4 丁目 1 ～ 6 番、8 番	松 本 和 美	(5438) 4160
〃 4 丁目 7 番20～23号・41～50号	町 田 紀美子	(3488) 1766
〃 4 丁目 7 番24～28号・36～40号	鈴 木 いつ子	(3480) 4369
中和泉 1 丁目全域	梅 澤 芙佐子	(3489) 3837
〃 2 丁目 3 ～ 27 番	大久保 哲 夫	(3489) 1416
〃 5 丁目 1 ～ 21 番	荒 井 米 子	(3488) 0131
元和泉 1 丁目全域	市 川 衛	(3488) 4429
〃 2 丁目全域	西 山 美和子	(3480) 3497
〃 3 丁目全域、東和泉 4 丁目 5 ～ 11 番	佐 藤 まり子	(3488) 5780
東和泉 1 丁目 6 ～ 28 番、2 丁目 1 ～ 5 番	絹 山 登美子	(3489) 1181
〃 1 丁目29～36番、2 丁目 6 ～ 20 番	吉 岡 長 利	(3489) 7347
〃 3 丁目全域、4 丁目 1 ～ 4 番	土 本 重 美	(3480) 2421
猪方 2 丁目 5 ～ 26 番	栗 原 静 枝	(3489) 8134
〃 3 丁目14～16番、20番、25～41番	羽田野 栄 子	(5497) 7467
〃 4 丁目全域	伊 藤 和 子	(3480) 0592
駒井町 1 丁目全域、2 丁目 1 ～ 4 番	山 本 和 子	(3480) 6606
岩戸南 1 丁目全域	清 水 豊 子	(3480) 3581
〃 2 丁目 1 ～ 15 番	若 松 博 子	(3489) 7320
〃 2 丁目16～27番、3 丁目13～27番	根 石 洋 子	(3480) 8118
〃 4 丁目全域	神 由喜江	(3489) 5093
岩戸北 1 丁目全域	三 角 佐智子	(3489) 4912
〃 2 丁目全域	田 中 麗 子	(3480) 1087
〃 4 丁目全域	西 山 偕 子	(3489) 1662

担 当 区 域	氏 名	電話番号
東野川 1 丁目 1 ～ 11 番、31 ～ 36 番、4 丁目14～16番	椎 田 千 春	(3488) 4518
〃 2 丁目全域、3 丁目 1 ～ 14 番	矢 野 千重子	(3480) 5803
〃 3 丁目15～22番	稲 田 康 子	(3480) 7815
〃 4 丁目 1 ～ 13 番、17 ～ 30 番	高 木 和 江	(3488) 1145
西野川 1 丁目全域	鈴 木 紀 夫	(3489) 7238
〃 2 丁目34～41番、4 丁目14～42番	鈴 木 サダエ	(3480) 0392
〃 4 丁目 1 ～ 13 番、和泉本町 4 丁目11番25号	富 永 登美子	(3480) 5796
主任児童委員	高 畑 節 子	(3489) 5918
〃	高 橋 蘭 子	(3489) 3731
和泉本町 2 丁目全域		
〃 4 丁目 7 番 1 ～ 11 号、10 番		
〃 4 丁目 7 番12～19号・51号、11 番		
〃 4 丁目 7 番29～35号、9 番		
中和泉 3 丁目 1 ～ 30 番		
〃 3 丁目31～36番、4 丁目全域		
〃 5 丁目22～43番		
西和泉 1 丁目 1 ～ 14 番、16 番		
〃 1 丁目15番、2 丁目全域		
猪方 1 丁目全域		
〃 2 丁目 1 ～ 4 番、3 丁目 1 ～ 13 番、17 ～ 19 番、21 ～ 24 番		
駒井町 2 丁目 5 ～ 36 番		
〃 3 丁目全域		
岩戸南 3 丁目 1 ～ 11 番		
岩戸北 3 丁目 1 ～ 14 番		
〃 3 丁目15～23番、東和泉 1 丁目 1 ～ 5 番		
東野川 1 丁目12～30番		
西野川 2 丁目 1 ～ 33 番		
〃 3 丁目全域		

調整中
相談は、福祉サービス支援室
総合調整担当へ。

各課業務紹介コーナー ～課長からのメッセージ～ ㉑

下 水 道 課



遠藤克哉下水道課長

下水道課は、9 人の職員で業務を行っています。業務は、下水道事業に関する計画・施設の建設・維持管理や水質管理、下水道使用料、宅地内の排水設備計画の確認などです。業務によつては、専門性が求められる事も多く、明るい課の職員たちと意見交換をし、日々奮闘努力しています。下水道は、汚水进行处理し

みで、現在は雨水の整備を進めています。一方で、雨天時に未処理下水が川などに流出する問題を改善する合流式下水道改善、近年頻発しているゲリラ降雨等による浸水の防除を目的とした浸水対策、大規模地震発生時にも利用可能な施設とする地震対策といった必要な事業が山積みしています。

このような状況を踏まえ、下水道事業全般の計画を取りまとめた「狛江市下水道総合計画」を策定しました。これらの計画には、市民の皆さんの理解と協力が不可欠です。「雨水浸透ます」や「貯留タンク」の設置が川をきれいにし、浸水対策に役立ちます。設置には助成制度がありますのでぜひご利用ください。忙しい日々を過ごしていますが、そんな私のよりどころの一つは音楽です。楽器で音楽を奏でることは、人をハッピーにする力があります。下水道からロック道へ。最近では、ちよつと遠ざかっているかな。

て川や海に戻し、また、まちを浸水から守り、私たちの生活にはなくてはならない重要な施設です。狛江市の下水道は、汚水については整備済

このような状況を踏まえ、下水道事業全般の計画を取りまとめた「狛江市下水道総合計画」を策定しました。これらの計画には、市民の皆さんの理解と協力が不可欠です。「雨水浸透ます」や「貯留タンク」の設置が川をきれいにし、浸水対策に役立ちます。設置には助成制度がありますのでぜひご利用ください。忙しい日々を過ごしていますが、そんな私のよりどころの一つは音楽です。楽器で音楽を奏でることは、人をハッピーにする力があります。下水道からロック道へ。最近では、ちよつと遠ざかっているかな。

市内で活躍する 地域安心安全パトロール団体紹介 ㉑

防 犯 協 会 上 和 泉 支 部

上和泉支部の発足は昭和35 年 4 月です。5 地区 63 班で現在活動しています。

月 1 回の役員会、5 月の総会、歳末警戒や警察、消防、市の行事、また地域の皆さんとともに地域行事にも積極的に参加しています。

パトロールは現在 5 人で、登下校時に交差点に立ち児童生徒の安全を見守っています。特に声掛けには力を入れていて、「おはようございます」「いってらっしゃい」と、さ

わやかな声と笑顔をモットーにあいさつを心掛けています。昨年 10 月には和泉小学校を訪問し、全校児童の全体集会であいさつをしたところ、児童の皆さんから元気な返事をもらいました。パトロールを通じて、児童生徒の皆さんとも親しみを持ってあいさつできるところになってきました。

現在の活動の問題点は、会員数の減少と新たな会員の啓発です。未加入者に対するアピール文を作成して新会員増加に心掛けており、少しですが結果が出てきています。振り込め詐欺やひったくり、

いつ起こるか分からない震災の対策など、防犯防災に対する意識の向上が大切になつてきているので、地域で唯一の組織団体として、安心安全な市民生活を送れるように心配りをしています。住民の皆さんとともに「私の好きなまちだから」を合言葉に、安心安全なまちづくりのため活動していきます。〔問い合わせ〕安心安全課



防犯協会上和泉支部の方々